

平成25年第1回砂川市議会定例会

平成25年3月21日(木曜日)第6号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1
- 議案第13号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
 - 議案第15号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について
 - 議案第16号 砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について
 - 議案第17号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
 - 議案第18号 砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の制定について
 - 議案第14号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の制定について
 - 議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第22号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第24号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第26号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第28号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第29号 石狩川流域下水道効果促進事業(汚泥等受入施設建設事業)に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について
 - 議案第30号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
 - 議案第31号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について

- 議案第 32号 議決事項の変更について
 議案第 7号 平成25年度砂川市一般会計予算
 議案第 8号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計予算
 議案第 9号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計予算
 議案第10号 平成25年度砂川市介護保険特別会計予算
 議案第11号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第12号 平成25年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第33号 平成24年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 3 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 報告第 1号 監査報告
 報告第 2号 例月出納検査報告
- 日程第 5 議案第34号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第35号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 議案第36号 常任委員及び議会運営委員の選任について
- 日程追加 常任委員会委員の辞任について
- 日程第 7 選挙第 1号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
 選挙第 2号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
 選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
 選挙第 4号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
 選挙第 5号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 日程追加 継続第 1号 総務文教委員会継続審査
 継続第 2号 社会経済委員会継続審査
 継続第 3号 議会運営委員会継続審査
- 日程第 8 意見案第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加反対に関する意見書について
 意見案第2号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書について
 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第13号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
 議案第15号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について
 議案第16号 砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について
 議案第17号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

て

- 議案第 18 号 砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の制定について
- 議案第 25 号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第 30 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
- 議案第 31 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
- 議案第 32 号 議決事項の変更について
- 議案第 7 号 平成 25 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 25 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 25 年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 25 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 25 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 25 年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第 33 号 平成 24 年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 3 諮問案第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 報告第 1 号 監査報告
- 報告第 2 号 例月出納検査報告

日程第 5 議案第 34 号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 35 号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 6 議案第 36 号 常任委員及び議会運営委員の選任について

(日程追加)

常任委員会委員の辞任について

日程第 7 選挙第 1 号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
選挙第 2 号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
選挙第 3 号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
選挙第 4 号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
選挙第 5 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

(日程追加)

継続第 1 号 総務文教委員会継続審査

継続第 2 号 社会経済委員会継続審査

継続第 3 号 議会運営委員会継続審査

日程第 8 意見案第 1 号 環太平洋経済連携協定 (T P P) 交渉参加反対に関する意見書について

意見案第 2 号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書について

○出席議員 (14 名)

議長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議員	一ノ瀬 弘 昭 君	議員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美 喜 子 君
	多比良 和 伸 君		増 田 吉 章 君
	土 田 政 己 君		小 黒 弘 君
	北 谷 文 夫 君		尾 崎 静 夫 君
	沢 田 広 志 君		辻 勲 君

○欠席議員 (0 名)

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1 . 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子

砂川市農業委員会会長 奥山俊二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
市立病院長	小熊豊
総務部長 兼会計管理者	湯浅克己
市民部長	高橋豊
経済部長	栗井久司
経済部審議監	田伏清巳
建設部長	金田芳一
建設部審議監	古木信繁
建設部技監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局審議監	氏家実
総務課長	安田貢
広報広聴課長	熊崎一弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	井上克也
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯浅克己
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	栗井久司
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長	河端一寿
事務局次長	高橋伸二
事務局主幹	佐々木純人
事務局主幹	吉川美幸

開議 午前 10 時 00 分

開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- 日程第 1 議案第 13 号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 15 号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について
- 議案第 16 号 砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について
- 議案第 17 号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の制定について
- 議案第 14 号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の制定について
- 議案第 25 号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 26 号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 27 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第 28 号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 29 号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建
設事業）に対する支援に関する事務の委託に関する
規約の制定について
- 議案第 30 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定につい
て
- 議案第 31 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定に
ついて
- 議案第 32 号 議決事項の変更について
- 議案第 7 号 平成 25 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 平成 25 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 25 年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 25 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 25 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 25 年度砂川市病院事業会計予算

○議長 東 英男君 日程第 1、議案第 13 号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条
例の制定について、議案第 15 号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及
び運営等の基準に関する条例の制定について、議案第 16 号 砂川市指定地域密着型介護
予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について、議案第
17 号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について、議案第 18 号
砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術
的基準に関する条例の制定について、議案第 14 号 砂川市立病院専用水道に係る水道技
術管理者の資格に関する条例の制定について、議案第 25 号 砂川市病院事業の設置等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 19 号 砂川市職員定数条例の
一部を改正する条例の制定について、議案第 20 号 議会の議員その他非常勤の職員の公
務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号 砂川
市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議
案第 22 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 23 号
砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 24 号 砂川市学童保
育条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 26 号 砂川市ごみ処理場条例の一

部を改正する条例の制定について、議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第30号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について、議案第31号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について、議案第32号 議決事項の変更について、議案第7号 平成25年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成25年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成25年度砂川市病院事業会計予算の26件を一括議題とします。

第2 予算審査特別委員長の報告を求めます。

第2 予算審査特別委員長。

○第2 予算審査特別委員長 黒 弘君（登壇） 第2 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3月18日、19日に委員会を開催し、委員長に私黒、副委員長に辻勲委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第13号、第15号から第18号まで、議案第14号及び第25号、議案第19号から第24号まで、議案第26号から第32号まで、議案第7号から第12号までの平成25年度一般会計、特別会計、事業会計の6会計予算は簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 東 英男君 これより第2 予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで第2 予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号、第15号から第18号、第14号及び第25号、第19号から第24号まで、第26号から第32号まで、第7号から第12号までを一括採決いたします。

本案を、第2 予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第2 予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第33号 平成24年度砂川市一般会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第2、議案第33号 平成24年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第33号 平成24年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第6号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億804万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億5,514万円とするものであります。

第2条は、繰越明許費の追加であります。4ページ、第2表、繰越明許費補正に記載のとおり、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策に沿った平成24年度補正予算に基づき要望を行っていた事業において交付金の内定が得られましたので、除雪機械整備事業、砂川小学校校舎暖房機改修事業及び砂川小学校屋体暖房機改修事業について平成25年度に繰り越すものであります。

第3条は、地方債の変更であります。5ページ、第3表、地方債補正に記載のとおり、公共事業等債及び過疎対策事業債について400万円を補正し、補正後の限度額を10億1,350万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は臨時事業であります。16ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の財政調整基金積立金4,126万円の減は、積立金の減額により財源調整を行うものであります。

次に、18ページ、4款衛生費、1項4目環境衛生費で一つ丸、中・北空知廃棄物処理広域連合に要する経費の中・北空知廃棄物処理広域連合負担金1億3,536万1,000円の補正は、中・北空知廃棄物処理広域連合が実施する一般廃棄物焼却処理施設建設工事における循環型社会形成推進交付金が復旧、復興枠であることから、交付金対象事業分の地方負担額について震災復興特別交付税として各構成市町に交付されることとなったため、地方債を予定していた部分について震災復興特別交付税を充てて負担するものであり、加えて焼却施設建設事業費、運営管理費などの決算見込みによる変更であります。

次に、20ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、除排雪に要する経費の除排雪等委託料5,380万6,000円の補正は、例年のない3月における降雪、

積雪の状況により除雪、一斉排雪が必要となったことによるものであります。同じく二重丸、除雪機械整備に要する経費（緊急経済対策分）2,696万6,000円の補正は、平成7年度から使用している除雪用トラックの能力の低下が著しく、稼働に影響が出ている状況にあるため、除雪に対する市民要望に対応できる除雪ドーザーに機種を変え、購入するものであり、国の補正予算により前倒しして実施するものであります。なお、この事業の地方負担分に係る地域の元気臨時交付金につきましては、平成25年度で実施する単独事業に充当を予定しているところであります。

次に、22ページ、10款教育費、2項1目学校管理費で二重丸、学校の管理に要する経費（緊急経済対策分）3,317万円は、国の補正予算により前倒しして実施するものであり、砂川小学校校舎暖房機改修工事は校舎のFF式暖房機が平成6年に設置されたものであり、修繕も不可能な状況となっていることから、これまでも計画的に更新を行っているものであり、特別教室、職員室等の暖房機の更新を行うものであり、砂川小学校屋体暖房機改修工事は屋体の遠赤外線暖房機が昭和59年に設置されたものであり、大きな故障が発生した場合に部品の供給がなされない状況にあるため、暖房機及び制御盤の更新を行うものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては7ページ、総括でご説明を申し上げます。10款地方交付税で1億5,360万1,000円の補正は、震災復興特別交付税であり、中・北空知廃棄物処理広域連合が実施する焼却施設建設事業の地方負担分に対して交付されるもの及び東日本大震災により滅失または損壊した自動車にかわる自動車を購入した場合の非課税措置による自動車取得税交付金の減収分に対して交付されるものであります。

14款国庫支出金で5,044万2,000円の補正は、緊急経済対策による除雪機械整備事業に係る社会資本整備総合交付金事業費補助金、砂川小学校暖房機改修事業に係る学校施設環境改善交付金事業費補助金、砂川小学校暖房機改修事業及び充当できることが確認された3月補正予算で計上いたしました西3条北通り改良舗装事業に係る地域の元気臨時交付金事業費補助金であります。

21款市債で400万円の補正は、公共事業等債の緊急経済対策分の追加による増、道路整備事業債の緊急経済対策分の西3条北通り改良舗装事業について地域の元気臨時交付金が充当されることとなったことによる減によるものであります。

以上が歳入の主なものであります。

なお、24ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第33号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 私は、今回の補正予算に大きく2点ほどお伺いをしたいと思っているのですが、まず1点目は一般質問でも少し出てきている話なのですが、今回の特別交付税の関係でまずお伺いをするのですが、震災復興特別交付税ということで1億5,000万ほどが交付されていることになっておりますが、先ほどは衛生費との関係の中で、正確に聞き取れてはいないのですが、この震災復興特別交付税が循環型社会形成推進交付金と何かリンクするような提案説明があったというふうにちょっと思うのですが、その辺のところはどういうふうにリンクしているのか、また以前も相当瓦れき処理との関係と震災復興特別交付金との関係、つまり中・北の焼却炉が東日本大震災で発生した可燃ごみ等をどういうふうに、言葉悪く言えばひもがついてくるのかというようなことも新聞等で報道はされてきているものなのですが、今回はこの辺震災復興特別交付税ということになっておりますので、その辺の関係はどうであるのかという点をお伺いをしたいと思います。

それと、もう一点は、除排雪に要する経費なのですが、ここはどのような、除排雪の内容をお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから震災復興特別交付税についてご答弁を申し上げたいと存じます。

提案説明でもお話をいたしましたとおり、今回の震災復興特別交付税につきましては、中・北空知の廃棄物処理広域連合が平成24年度で循環型社会形成推進交付金を受領したことに伴う震災復興特別交付税という形になっております。こちらにつきましては、国のほうで定めております、ちょっと長くなりますけれども、地方団体に対して交付すべき平成24年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令というものがあまして、これに基づきまして循環型社会形成推進交付金を受領した団体に対する地方負担額について、こちらの震災復興特別交付税を交付するという、そういう制度に基づいて受領するものであります。今回の瓦れきの受け入れ等々についてもご質問がありましたけれども、これらとは直接リンクするものではなく、これらの交付金を受領した場合の地方負担額については交付されるという、この省令に基づいて今回受領する形になっているところでございます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 除雪の関係の補正予算の内容の説明でございますけれども、まず早朝除雪、これにつきましては組合のほうと年間30回出動の契約をしております。3月に入りまして、もう既に30回行っておりますので、3月分の早朝除雪のプラス5回分の補正と3月の9日から11日まで、3日間で62センチ降雪がありましたけれども、それに伴って車道の幅員の確保が難しいというふうなことで、市内幹線道路及び密集住宅地域の道路の一斉排雪の費用でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今のどうも難しい長い文章の中なので、つまりこれまで中・北の焼却炉をつくる上で、普通でいけば循環型社会形成推進交付金というのが来る予定でありましたよね、最初から計画的に。借金もするけれども、それも交付税の算入があつてとかという説明が今までずっとされてきていて、この循環型社会形成推進交付金に変わって震災復興特別交付税というのが出てくるのだというようなお話でいいのですよね。それは、国の循環型に適用しているところは自動的に震災復興のお金が入ってくるのだというふうにこのたび変わったのだからというお話だと思うのですけれども、そうしたらこれ普通に当たり前の、つまり出てくる名目が変わっただけというふうに解釈していいのではないかというふうに思うのですけれども、となれば、前に一般質問の中で、本当はこういう形で交付金が来るのに、震災という、こんなことで来られたら迷惑だという話が市長の口からも出てきたのですけれども、これ迷惑でも何でもなし話で、当然今までここでかかわっていて、交付金が来るところは名目が変わってこの名前であるということであるというふうな理解でいいのかなというふうに私は思うのですけれども、ただ震災復興特別交付税という、この名前がほかの意味を連想はさせますよね。なぜこういうふうな形になったのかというのはもう少し説明をしていただければ、なかなか今は震災復興のお金が何か違うところに行っているのではないかというのはテレビで毎日のごとく報道されていますし、私たちが市民の皆さんに説明するときも中途半端な説明はしたくないわけで、この辺のことをもう少しわかりやすく説明をしていただければなというふうに思うのですけれども、それでこれもちょっと……でも今回の衛生費という形で、中・北空知の廃棄物処理広域連合の負担金として出ていくわけですよ。ちょっとインターネットで中・北の廃棄物の広域連合のホームページを見ていて、これ2月に行われている議会なのですから、広域連合の一般会計の補正予算の中に砂川市の負担金として同じ金額が入っているのです、もう既に。これ余りにもびったり、1,000円までがびったりなものだから、多分この額なのだろうと思うのですけれども、中・北の廃棄物広域連合の議会では可決されているのです、もう。市長も副連合長として行っていらっしゃるのですけれども、これ私たちが認めなかったらこちら側には入らないお金ですよ。多分そういう関連しているお金だと思うのですけれども、なぜ広域連合のほうは先に議決ができたのかなと。各市町が同じようにこれ今回の復興特別交付金というのが出ているのだろうと思うのです。多分ちょっと自分で計算したら6億か7億ぐらい、全体でいけばなと思うのですが、その一部としての砂川のこの金額になると思うのですけれども、この辺私たち砂川市というものと中・北の広域連合というものとの関係です。どう考えても僕らが認めてからこれが議会に負担金として提案されて、連合議会で可決されるなら可決される、質疑があるなら質疑があるというのがまともな方法だと思うのですけれども、もうさっきも言ったように2月21日でこの負担金が可決されているということになってくるわけで、この辺の関連性というのはどう解釈をしたらいい

いのかなというふうに思うのですけれども、ここもちょっとあわせてお伺いできればなと思っています。

それと、除雪の関係は、一斉排雪というのは全市一斉排雪、道路だけという意味ではなくて、町内会や何かのほうにも入ってくる一斉排雪と考えていいのかどうか確認させてください。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 初めに、私のほうから循環型社会形成推進交付金と震災復興特別交付税の関係についてちょっとお話をさせていただきたいと存じます。

この循環型社会形成推進交付金につきましては、平成23年度から建設分として要望しております、それが予算の枠の関係で採択がなかなか難しいという状況の中で、平成23年度の補正予算の中で循環型社会形成推進交付金が追加の交付を受けたという状況になっております。この追加の分が国でいう復旧、復興枠という、そちらのほうの会計の別な形の復興のほうの予算の枠の中から出ているということで、それに伴うこれらの事業についての地方負担分に限り、先ほどお話しいたしましたけれども、震災復興特別交付税ということで、昨年と名称は年度がかわっているだけであるのですけれども、それらの省令に基づいて昨年もこれらの交付を受けたということになっておりますので、財源的に言いますと広域連合のほうではこれらの循環型社会形成推進交付金、基本的には3分の1の交付率ですけれども、3分の1を交付を受けている。その地方負担分3分の2については、広域連合が交付税の交付対象とはならないということで、それらを構成市町で受けるという形になっております。23年度の状況といたしましては変わりありませんので、内容といたしましては基本的には循環型の交付金のほうは復旧、復興の予算の中から出ているという考え方になろうかなというふうに考えております。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 今回提案しています補正予算の一斉排雪につきましては、市内全域の一斉排雪の費用でございます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、私のほうから東日本大震災に関する震災復興予算、これがついた経緯ということで詳しくご説明ということでございますけれども、こちらのほうは今までもご説明した経緯はあるかと思いますが、東日本大震災でのごみの処理、これを北海道でも処理ができないかどうかというような部分の打診というのがございまして、北海道ではできればそれを受け入れたいということで、各ごみ処理施設持っているところに、それを受け入れることがどうかということで打診はあったのですけれども、少なくとも広域連合の炉については今試運転をしている状況ですから、まだできていないという状況、これを連合会議、つまり首長さんの会議の中ではまだ検討するには早いというようなことで、これは道を経由して国のほうにもご返事をさせていただいています。た

だ、そういうご返事はしているのですけれども、先ほど総務部長からお話があったように国の制度として復興財源を使って交付金なり特交のほうに財源が振り向けられたということですので、これを受け入れたので、またごみの瓦れきの処理云々というのは、恐らくもう北海道には要請が来ておりませんので、その話はないだろうというふうに考えております。

それから、もう一点、広域連合の補正予算の関係です。先ほどお話あったように2月の21日に、既にこれは砂川市だけではなくて構成市町の負担分について議決をされているということですが、これは広域連合の補正予算として議決をされておりますので、その後に砂川市が今ご提案をさせていただいて、これを確定していくということになりますので、これがどうしても砂川市だけが先に議決をしなければならないということになりますと、ほかの例えば25年度予算についても連合が考えているような議会の議決順位が変わってくるということになってきますので、こちらのほうはまず連合の議会で議決をして、そして今提案をさせていただいている砂川市の補正予算を計上させていただいているということで、流れるには問題はないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私は、流れるに問題があると思うのです。普通の順序でいけばの話です。中・北空知廃棄物の広域連合のやり方についてとやかく言うわけでもないし、そのことについて今質疑ができるというふうにも思っていないのですけれども、ただ流れ方がうちの今回衛生費として出す1億3,000万余りの金額がなぜ先に、これが同じものだとすればです。同じものだと思うのですけれども、同じものだとすれば、なぜ中・北のほうに私たちよりも早く情報が入って、そこで可決という形までとられていて、もとである私たちが今そこに追いかけるようにして可決をしていくということは、これどう考えてもおかしいでしょう。直接中・北に入ってくるのなら何も文句は言わないし、こんなことも言う気持ちも何もないのだけれども、少なくとも一旦各構成している自治体に入ってくる特別交付税であるわけですから、ここの各自治体の中でしっかりいぞと議決をされて、負担金として広域連合に行くという流れができて初めて中・北はそれを受けて、中・北の連合議会として可決するならばという形をしなければ、本来ならないというふうに私は思うのですけれども、これやっぱり連合の副連合長である市長、これで本当によかったのかどうか。もういいと言うしかないのかもわからないのですけれども、どうも僕は順序が逆さまなような気がするわけです、自治体というものと連合というものとの。その辺のところだけの確認をさせていただければと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） ちょっと今余計なことを言わないように考え方を整理していますけれども、中・北の広域連合の中で従来のスタイルでいえば循環型の交付金を受

けると。その分の負担については、それぞれそこで議決をしてから市町村が負担を出している。それと全く同じで、たまたま今回は復興枠であるということから、負担分の中に交付税がついてくると。それは、選択権が市町村にはないと。連合で決めれば、その分の負担は市町村でその部分をしなければならぬ。それが要るとか要らないとかの問題でなくて、国の法律の中でその制度ができていて、その選択権は残念ながら市町村にはないと。ただそれだけで、問題はその論議を広域連合の中で論議をされて、それぞれの市町村から議員さんも出ている。当然それらの中からそれぞれの市町村もその状況を議会の中で、砂川は砂川の中で報告をされていると思うのですけれども、その分は尊重しながら、市町村がその議決を後です。だから、私とすれば今までずっとやってきている負担金でやるのもこれも同じものだという感覚ですから、何でこれだけを先にやるのかというスタイルにはならない。これがもし選択権があるものならいいのですけれども、補助金と交付税が一体のものだというものでございますから、市町村が要るとか要らないかではなくて、それはあなたたちの選択権ないのだと。復興枠を使ったら、省令で特別交付税がついてくるのだというものですから、一般財源の負担金で出すのと同じ考えで、各市町村が先にやるというものにはならない。市民部長が言ったとおりの問題でございまして、ちょっと連合の中身まで入ってしまうので、言いづらいので、どこまで言おうかなと一瞬、最初考えたのですけれども、土田議員さんのときにも申し上げましたけれども、いわゆる本来、例えばわかりやすく言えば交流センターゆうであれば補助金だと。これが市町村が金あるところはやりなさいと。予算の範囲内で補助金は出しますよと。だから、そこで予算削られるというのはわかるけれども、交付金というのはこの場合は国で制限して、埋め立ても許可しないと。焼却でしなさいと。そのかわり基準はこうとかと全部定められているから、本来は予算がないなんていうことにはならず、許可した時点では国は当然その交付金は100%出さなければならぬと。ところが、恐らく44兆円の枠の中で大震災も起きたと。本来必要である交付金の枠まで削られて向こうに行ったと。どうしてこれついたかというのは国でないと答弁できない範疇なのですけれども、国のほうは出さなければならぬから、そこから流用したのかどうかはちょっと私たちは判断つきません。私たちはそれをくれとは言っていませんから、本来の当たり前の特別の交付税のつかないやつを下さいと言っただけですから。特別枠が恐らく国は出さなければならぬというのはわかっている、そこから苦労して出したのだと私は読んでいますけれども、ところがそれには残念ながら特別交付税がついてしまったと。それは、財源内訳の問題であって、私は負担金と同じという考えで、その選択権は市町村にないので、連合議会でそれが論議されてきた場合は、各市町村はその負担分について特別交付税の議決をそれぞれ市町村でとりなさいというのは同じという考えで、それが逆にやるということには恐らくならないというふうに理解していますので、その辺でご理解をいただければというふうに思います。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） それでは、私も議案第33号、一般会計補正予算について、ただいまも質疑ありましたけれども、復興支援の特別交付税で、私どもも特別交付税の受け取りは拒否できるものではないし、反対するものでもありませんけれども、先ほどの質疑がありましたように、復興財源だという点でやっぱり市民の皆さんにきちっと説明していかなければならない。我々責任があるものですから、その経過について若干お伺いをしたいというふうに思うわけですけれども、先ほどからお話ありましたように、循環型の社会形成推進交付金、これは言われていましたよね、3分の1を広域連合が受けて、あとの3分の2はそれぞれの各市町村の負担金ですと。その場合、本来であれば起債を起こして後で交付税が算入されるということなのです。2年もらうことは、続けてくることはやっぱりおかしいと思った構成自治体もあって、何とか起債でできないのかという要請をした自治体もあるようですけれども、だめですと、それは。というふうに今市長言われたように国からも言われたと。それから、もう一つは、環境省も去年は瓦れきの受け入れを前提だと。それを受けなくてもよくなったので、去年の環境省は問題ないと言いましたけれども、ことし政権が変わりまして、環境省は2年連続は問題あるという回答をしたけれども、総務省が交付したものだという逃げ道があって、そういう経過になっていて、したがって皆さん言われたように2年間で広域連合全体ではこれ18億にも、各自治体にとってすごく大きなお金になるものだから、これはやっぱり復興財源の流用になるのではないかといわれれば、そういう声が出てくるのです。しかし、特別交付税で入ったものを我々どうこうということはできませんけれども、そこは今市長の言ったように環境省がだめだけれども、総務省が決定したとか、いろんなことが国で言われればそうやって逃げていっているけれども、実際に国が交付した件なのです。ですから、この辺は行政側も我々もきちっとやっぱり住民に説明できるようにしていく必要があるなというふうに思っています。

それで、お伺いしたいのは、ある市では2年連続してもらうわけにいかないから、うちは先ほど言ったように起債を起こして後で交付税措置してくれませんかという問い合わせをしてきたそうですけれども、そのまちはだめだと言われたという話ですが、砂川市ではそのようなことを要請したことがあるのかどうなのか、この点だけお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 私も財政経験を持っている首長ということで、制度を知っているものですから、言うのは言ってもそんなことにならないというのが先にわかっているものですから、向こうの事務長とは話が一致しまして、これ面倒くさいことになったねと。望んでいないものがついてきてしまって、本来当たり前前に普通の循環型交付金をいただいて、残りは起債でその一部が交付税算入だと。それで我々は十分なのに、どうして交付金をもともと連合に交付されるのを国はわかっていてカットしたのだろうと。復興の

ほうに全部行ってしまったと。ところが、復興のほうは使い切れなくて余っていると。だから、我々が本来はそういうことを正式に国に向かって言うというのは市町村というのは非常にづらいわけなのです。それは、国の制度の中の問題であって、我々は望んではいなかったけれども、来るものも拒めない制度というのは、省令でうたわれている限り特別交付税、震災復興枠は特交がつくというルールで決まっていると、それを拒否することも返すことも何もできないというのを私は制度と知っているのです、そういうことは私のほうは事前に事務局と話していて、言ってもパフォーマンスにしかならないものですから私は言いませんでした。これは、先ほど小黒議員が言いましたけれども、面倒くさいことになるなというのはその時点でもうわかっていまして、それをどこかの議会で私がぼろっと言ってしまったのだと思うのですけれども、いかんせん国の制度の中で市町村がいかにかいづらいというか、私もこの場で国が勝手にやったのだとは絶対言いたくはないです。そういう制度になっていて、本来、来るべきものがどうしてこなかったのでしょうか。それなら、最初からやってくれれば国の財源はもっと少なくても済んだはずですし、トータルでいえば、それは、ちょっともどかしさを感じて、まだ地方分権にはほど遠いなというふうに思っている次第でございまして、くれるものは拒まないけれども、ここまでくるのはやはりいかなものかなと。だから、違う方法でも考えても、それも足並みそろわなかったら、連合の中でそういう話ってなかなかないものですから、この分どうするのだという論議には至ってなくて、あとどうするかは個別の市町村の対応に任さざるを得ないけれども、これ自体はもうもらわざるを得ないです。勝手に返すとかというのは自由ですが、それは不可能です。そういう制度なものですから、余りここで申し上げると、きょうは人もおられませんし、マスコミもないものですからしゃべりましたけれども、ちょっといずいものだなと。余りしゃべると、どうしても後で砂川市の首長、与えているのに何変なこと言っているのだと。やっぱり国の制度のひずみが、たまたまここに出たと、そういう認識しか私はしていません。そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 私も先ほども言いましたように、これを拒否せいかもらうなとかということは言うつもりもありませんし、これは返すことができないことも私自身もわかっていますから。ただ、今お話がありましたように、今回全体でいえば2年間で18億円以上のお金に来て、先ほどの起債を起こして交付税算入するとすれば、あるところで計算したら10億円以上が結局もらい過ぎというか、余分に来たと。それは、地方自治体としてはいいのですけれども、そういう財政の、特に震災復興財源でいいのかというのがどこでも議論になっているところなので、私は一般質問のときに少し踏み過ぎて、そのことを言うのではなかったのですけれども、起債を返していくのは普通の財政であれば起債の関係15年で返していくということになっておりますから、15年間これから復興もずっとかかるだろうから、我々としてできることは被災地に対して支援対策を少しでもとることで、

やっぱりそういういろんな批判をかわすことになるだろうと。市長としての立場でいえば、我々議員としては国の批判もいろいろはできますけれども、市長の立場もわかりますし、先ほど言いましたように国も責任逃れで、環境省は2年連続はだめだと言っていて、しかし総務省から出されたものは一般質問のときも市長言われていましたように、それは首長がそんなものに対してどうだこうだと言えないことは私たちもよくわかっています。しかし、国自身も、省庁でそんな意見が違ふということ自身も、僕らは僕らとしてやっぱりきちっとしていくと同時に、砂川市としても、あるいは広域連合としてもそれを受けざるを得ないわけですから、あとはこれから長くかかる被災地の復興支援に我々が一生懸命どういう支援体制をとっていくかという道しかないのではないかなというふうに私は考えておりますので、この辺はこれからも先ほど小黒議員も言われましたように、内容がよくわからなければわからないほどいろんな声が出されてきて、金額が18億円という、総額で大きいものですから、いろんな声が出てくると思いますので、やっぱりその経緯、経過や内容についてきちんと市民の皆さんにわかるように説明をしていただきたいと。この点だけちょっとお伺いして、終わります。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 市民の周知がマスコミ等なり新聞に載るのが非常にいずいというか、実はテレビ局もそれで取材に来ておりまして、個別に答えることはできないということで私は拒否をしたのでございますけれども、どうも何言おうがいいほうにはやってくれないというのがございまして、やっぱり単純におかしいではないかと。論調で、あなたたち、そんなのでいいのかいというような内容で書かれるような雰囲気取材に来ておりまして、私は受けなくて、受けるなら連合のほうでトータルで事務局がついて受けてもらわないと難しいのではないかと。だから、その辺のことを本音でしゃべったり、新聞に載ったりするのは非常にまずいという判断で、ここはちょっとつらいのですけれども、表に出ない形ではないかと、載るとやっぱり国の職員見ますので、札幌から東京の本庁のほうにも行ったり、環境庁の出先もございまして、それが載るのが得策でないというふうに考えていますので、なかなかその辺は市民にわかるような形で載せるというのは難しいのではないかなというふうに私は正直言って考えております。一般質問のときにちょっとお答えしましたけれども、こういう状況を踏まえて、各首長が集まって一回論議する必要はあるのかなというふうには思っておりますけれども、周知のほうはできることなら私はしたくないというふうには思っております。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 東 英男君 以上で議案第33号の質疑を終わります。

続いて、議案第33号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

日程第3 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第3、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 諮問案第1号。ただいま上程いただきました人権擁護委員の推薦について意見を求める案件でございますが、現委員の其田晶子氏の任期が本年6月末をもって満了することになりますので、後任としまして人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、次の者を推薦することにいたしたいと存じます。

記名してございます永関道氏を推薦したいと存じますので、よろしく願いをいたします。

履歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

○議長 東 英男君 これより諮問案第1号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可と答申することに決定いたしました。

日程第4 報告第1号 監査報告

報告第2号 例月出納検査報告

○議長 東 英男君 日程第4、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

日程第5 議案第34号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第35号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

○議長 東 英男君 日程第5、議案第34号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する
条例の制定について、議案第35号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定に
ついての2件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） 私のほうから議案第34号及び第35号を一括してご説明い
たします。

初めに、議案第34号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご
説明いたします。

改正の理由であります。地方自治法の一部を改正する法律が公布、施行され、委員会
における委員の選任方法、在任期間等について定められていた事項が条例に委任されたこ
とに伴い、条文の整備を行うとともに、議会運営委員会の委員の定数を改めるため、本条
例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお開
きいただきたいと存じます。表の左が現行、右が改正後となっております。変更部分につ
いては、アンダーラインを表示しております。

第2条は、常任委員の所属及び常任委員会の名称等の定めで、見出し、現行、「（常任
委員会の名称、委員の定数及び所管）」を改正後、「（常任委員の所属、常任委員会の名
称、委員定数及びその所管）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として、
「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長においては、その割
り当てられた常任委員を辞することができる。」を加えるものであります。

第4条は、議会運営委員会の設置の定めで、同条第2項、現行、3人を改正後、4人に
改めるものであります。

第6条は、特別委員会の設置等の定めで、見出し、現行、「（特別委員会の設置）」を
改正後、「（特別委員会の設置等）」に改め、同条に第3項として、「特別委員は、特別
委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。」を加えるものであ

ります。

第8条は、委員の選任の定めで、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に第2項として、「議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。」を加えるものです。

4ページをお開きください。附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第35号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

改正の理由であります。地方自治法の一部を改正する法律が公布、施行され、本会議において公聴会の開催及び参考人の招致を行うことができることと改正されたことに伴い、その手続等を新たに規定するとともに、一部条文の整理を行うため、本規則の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、5ページをお開きいただきたいと存じます。表の左が現行、右が改正後となっております。変更部分については、アンダーラインを表示しております。

まず、目次、現行、第1章第9節、会議録を改正後、同章第10節、会議録とし、第9節として公聴会、参考人を加えるものであります。

第16条は、修正の動議の定めで、現行、法第115条の2を改正後、法第115条の3に改めるものであり、地方自治法の一部が改正されたことに伴う条文の整理であります。

次に、本会議においても公聴会の開催や参考人の出席を求めることができる規定を設けるため、第9節を公聴会、参考人に改め、第76条の次に第76条の2から第76条の8までの7条項を追加するものであります。

7ページをお開きください。現行、第9節、会議録を改正後、第10節、会議録に改めるものであります。

第95条は、所管事務等の調査の定めで、現行、法第109条の2第4項を改正後、法第109条第3項に改めるものであり、地方自治法の一部が改正されたことに伴う条文の整理であります。

附則として、この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第34号及び第35条の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第34号及び第35号の一括質疑を終わります。

続いて、議案第34号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第35号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

ここで、ただいま可決されました議案第34号の公布が必要なため、議事の進行上、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時21分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

日程第6 議案第36号 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長 東 英男君 日程第6、議案第36号 常任委員及び議会運営委員の選任についてを議題とします。

選任の方法については、砂川市議会委員会条例第8条の規定に基づき、議長が指名します。

総務文教委員に飯澤明彦議員、一ノ瀬弘昭議員、尾崎静夫議員、増井浩一議員、沢田広志議員、水島美喜子議員、土田政己議員、社会経済委員に東英男議員、増田吉章議員、増山裕司議員、北谷文夫議員、多比良和伸議員、小黒弘議員、辻勲議員、議会運営委員に一ノ瀬弘昭議員、尾崎静夫議員、沢田広志議員、小黒弘議員、以上のとおり指名します。

日程の追加

○議長 東 英男君 お諮りします。

ここで、常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とす

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 常任委員会委員の辞任について

○議長 東 英男君 追加日程第1、常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

ただいま選任されました常任委員会委員のうち、当職につきましては選任された社会経済委員会委員を辞任したいと思いますのですが、このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りします。

ここで会議を休憩し、休憩中に2常任委員会及び議会運営委員会を開催して正副委員長を互選し、議長までお知らせいただき、本会議で氏名を報告したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時48分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

2常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の氏名を報告します。

総務文教委員会委員長に土田政己議員、同副委員長に増井浩一議員、社会経済委員会委員長に小黒弘議員、同副委員長に多比良和伸議員、議会運営委員会委員長に沢田広志議員、同副委員長に一ノ瀬弘昭議員、以上のとおり決定しましたので、報告いたします。

日程第7 選挙第1号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について

選挙第2号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について

選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について

選挙第4号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について

選挙第5号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

○議長 東 英男君 日程第7、選挙第1号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について、選挙第2号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について、選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について、選挙第4号 中空知広域水道企業団議会議員

の選挙について、選挙第5号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙についての5件を一括議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

これより、選挙第1号について砂川地区広域消防組規約第6条第3項の規定による同規約第5条第3項の議員に土田政己議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました土田政己議員を砂川地区広域消防組議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名いたしましたとおり当選人を決定いたしました。

ただいま当選されました土田政己議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

続いて、選挙第2号について砂川地区保健衛生組規約第6条第4項の規定による同条第3項の議員に小黒弘議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました小黒弘議員を砂川地区保健衛生組議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名いたしましたとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました小黒弘議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

続いて、選挙第3号について中空知広域市町村圏組規約第6条第3項の規定による同規約第5条第2項の議員に土田政己議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました土田政己議員を中空知広域市町村圏組議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名いたしましたとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました土田政己議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

続いて、選挙第4号について中空知広域水道企業団規約の第6条第3項の規定による同

規約第5条第2項の議員に小黒弘議員、多比良和伸議員、一ノ瀬弘昭議員を指名します。
お諮りします。

ただいま指名いたしました小黒弘議員、多比良和伸議員、一ノ瀬弘昭議員を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました小黒弘議員、多比良和伸議員、一ノ瀬弘昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

続いて、選挙第5号について中・北空知廃棄物処理広域連合規約第8条第4項の規定による同条第2項の議員に小黒弘議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました小黒弘議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名いたしましたとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました小黒弘議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

日程の追加

○議長 東 英男君 ここで、総務文教委員長、社会経済委員長及び議会運営委員長から継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの継続審査の申し出を日程に追加し、追加日程第2として一括議題にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、一括議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 継続第1号 総務文教委員会継続審査
継続第2号 社会経済委員会継続審査
継続第3号 議会運営委員会継続審査

○議長 東 英男君 追加日程第2、継続第1号 総務文教委員会継続審査、継続第2号 社会経済委員会継続審査、継続第3号 議会運営委員会継続審査を一括議題とします。

本件については、各委員会において目下審査及び調査中の事件について、会議規則第101条の規定により、お手元に配付のとおり委員の任期中において閉会中の継続審査の申し出であります。

各委員会からの申し出のとおり、委員の任期中において閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第 8 意見案第 1 号 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加反対に関する意見書について

意見案第 2 号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書について

○議長 東 英男君 日程第 8、意見案第 1 号 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加反対に関する意見書について、意見案第 2 号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書についての 2 件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことであります。説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第 1 号及び第 2 号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第 1 号及び第 2 号を一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長 東 英男君 これにて日程の全てを終了いたしました。

平成 25 年第 1 回砂川市議会定例会を閉会します。

今回の 3 月の定例市議会、11 日間で無事皆様の協力によりまして終わらせていただきました。ありがとうございました。

閉会 午前 11時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年3月21日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員